

証券コード 6088  
2021年6月24日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
**株式会社 シグマクス**  
代表取締役社長 富村 隆一

## 第13期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第13期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第13期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件  
上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件  
原案どおり承認可決されました。定款変更の内容は後述のとおりであります。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件  
原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く）に倉重英樹、鍋島英幸、富村隆一、田端信也、柴田憲一、中原広、網谷充弘、疋田秀三、山本麻記子の各氏が再選され重任し、新たに内山その氏が選任され就任いたしました。  
なお、中原広、網谷充弘、疋田秀三、山本麻記子の各氏は、社外取締役であります。

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件  
原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額6千万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決定いたしました。

**第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

また、対象取締役に対し、譲渡制限付株式割当てのための報酬等として、年額4億円以内の金銭報酬債権を支給することを決定いたしました。

なお、本制度に基づき、対象取締役へ割り当てる譲渡制限付株式の総数は年400,000株を上限とします。

以上

**定款変更内容**

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、株式会社シグマックスと称し、英文では <u>SIGMAXYZ Inc.</u> と表示する。</p>	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、株式会社シグマックス・ホールディングスと称し、英文では <u>SIGMAXYZ Holdings Inc.</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>1.当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支援、支配又は管理することを目的とする。</p>
<p>(1) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及び <u>M&amp;Aに関する支援</u></p>	<p>(1) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築、<u>企業診断、投資計画、企業経営に関する支援及びコンサルティング業</u></p>
<p>(2) <u>電子計算機端末による電子データ伝送交換事業</u></p>	<p>(2) <u>企業買収、合併、事業統合、業務提携、事業譲渡、資本参加等に関する支援及びコンサルティング業</u></p>
<p>(3) <u>有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u></p>	<p>(3) <u>投資助言・代理業</u></p>
<p>(4) <u>労働者派遣事業</u></p>	<p>(4) <u>セミナー、研修会への講師派遣業</u></p>
<p>(5) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(6) <u>著述業</u></p> <p>(7) <u>電子決済等代行業</u></p> <p>(8) <u>電子計算機端末による電子データ伝送交換事業</u></p>

変更前定款	変更後定款
(新 設)	(9) <u>コンピュータシステム、ネットワークシステム等の企画、開発、製作、販売、運用、保守、管理、リース及びレンタル</u>
(新 設)	(10) <u>株式、債券等の有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u>
(新 設)	(11) <u>投資事業組合の財産運用及び管理に関する業務</u>
(新 設)	(12) <u>以上に付帯又は関連する一切の業務</u>
(新 設)	<u>2.当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u>
(新 設)	<u>第 38 条 (効力発生日)</u> <u>第 1 条及び第 2 条の変更は、2021 年 10 月 1 日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、その効力発生日をもってこれを削除するものとする。</u>

以 上